

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		学校施設利用の許可
根拠法令(例規)及び条項		社会教育法第 44 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 24 年法律第 207 号
関 係 条 項		同法第 44 条第 1 項及び第 47 条 学校施設開放事業に関する規則第 5 条
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	学校の課外活動に使用する場合など学校教育上支障がないと認められること。 支障があると認められる場合としては、次のような場合である。 (1) 専ら営利の目的をもって使用する場合。 (2) 宗教活動又は政治活動のため使用する場合 (3) 施設管理者等の指示に従わないなど管理上支障があると認められる場合 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員の利益になると認められる場合 (5) その他適当でないと認められる場合
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		